

【届出書の記載例 3】

● PCB含有電気工作物を廃止した場合の届出

既に電路から外して保管中であつたものについて、PCB含有が判明した場合には、電気関係報告規則の廃止届出が不要であり、都道府県市へPCB廃棄物としてのPCB特措法の届出を要する。

様式第13の4
ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書
平成29年 4月26日

中国四国産業保安監督部長 殿

住所 〒XXX-XXXX
愛知県名古屋市区〇〇〇X-X-X

氏名 株式会社ポリエンカ産業
代表取締役 美苗 二偉流

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第3号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の廃止について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	株式会社ポリエンカ産業 四国営業センター
事業場の所在地	〒XXX-XXXX 香川県高松市〇〇〇X-X-X
連絡先	株式会社ポリエンカ産業 四国営業センター 総務部 管財グループ TEL. XXX-XXXX-XXXX

(電気工作物に係る事項)

種類	高濃度	定格容量	製造者名	表示記号等	製造年月	設置年月	廃止年月日	個数
2	○	30kVA	18	THK	1963.3	1963.5	2017.4.16	1

廃止理由 1：老朽取替・廃止 2：損壊・焼損 3：PCB洗浄
4：その他 ()

廃止内容 上記/行目の電気工作物を老朽のため電路から取り外し、新製品に取り替えた。

(その他参考となるべき事項)
(上記/行目の電気工作物)製造番号:XXXX029202

事業場は、鉾山と読み替える。

電気工作物に係る事項の各欄は、届出書の記載例1と同様に記入する。

廃止内容の欄には、
「2：損壊・焼損」の場合には、事故の概要及び事故後の処理を記入する。
「3：PCB洗浄」の場合には、当該電気工作物の継続使用の有無及び課電洗浄手順書に従って課電自然循環洗浄実施報告書のとおり洗浄した旨を記載する。
「4：その他」の場合には、その概要を記載する。

「2：PCB洗浄」の場合には、課電洗浄手順書に基づく、課電自然循環洗浄実施報告書及び添付書類の写しを添付する。

その他参考となるべき事項の欄には、個体を識別するための製造番号や、わかっている場合のPCB濃度などを、任意に記入する。

なお、PCB含有電気工作物を譲り渡した場合には、譲り渡した旨、譲り受けた者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所及び譲り受けた後の事業場の名称を記入する。